

2025年7月31日

各 位

会社名 株式会社リンクアンドモチベーション
代表者名 代表取締役会長 小笹 芳央
(コード：2170 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 グループデザイン室担当 横山博昭
(TEL. 03-6853-8111)

会社名 Unipos 株式会社
代表者名 代表取締役社長 松島 稔
問合せ先 経営管理部長 秋田佳祐
(TEL. 03-6773-5038)

(変更) 「株式会社リンクアンドモチベーションによる Unipos 株式会社の完全子会社化に向けた株式交換契約の締結に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

2025年5月22日に公表しました「株式会社リンクアンドモチベーションによる Unipos 株式会社の完全子会社化に向けた株式交換契約の締結に関するお知らせ」(2025年5月26日付「(訂正) 株式会社リンクアンドモチベーションによる Unipos 株式会社の完全子会社化に向けた株式交換契約の締結に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)に一部変更すべき事項が生じたので、下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更の理由

2025年5月22日に公表しました「株式会社リンクアンドモチベーションによる Unipos 株式会社の完全子会社化に向けた株式交換契約の締結に関するお知らせ」(2025年5月26日付「(訂正) 株式会社リンクアンドモチベーションによる Unipos 株式会社の完全子会社化に向けた株式交換契約の締結に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)のうち、「2. 本取引の要旨」の「(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い」に記載した、2016年9月2日開催の Unipos 株式会社(以下「Unipos」といいます。)の臨時株主総会、B種種類株主総会及びC種種類株主総会の決議に基づき発行された第3回新株予約権、並びに、2022年4月20日開催の Unipos の定時取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権の取扱いに変更が生じたので、変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更箇所につきましては、下線を付しております。

<変更前>

2. 本取引の要旨

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

Unipos が既に発行している、2016年9月2日開催のUniposの臨時株主総会、B種種類株主総会及びC種種類株主総会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（残存する新株予約権の数：2,000個、目的株式数：Unipos普通株式8,000株）、並びに、2022年4月20日開催のUniposの定時取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（残存する新株予約権の数：917個、目的株式数：Unipos普通株式91,700株。以下、第3回新株予約権及び第7回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）については、それぞれUniposの業務委託先及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行されたものであり、本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）において本株式交換に係る議案が承認された場合には、本新株予約権の行使条件を充足しなくなるとともに、本新株予約権の取得条項として定められた無償取得事由（Uniposが完全子会社となる株式交換について、法令上必要となる株主総会の承認決議が行われたとき）に該当することから、当該決議の日から本株式交換の効力発生日の前日までに、当該取得条項に基づき、Uniposが無償で取得し、消却する予定です。

また、Uniposは、新株予約権付社債を発行しておりません。

<変更後>

2. 本取引の要旨

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

Unipos が既に発行している、2016年9月2日開催のUniposの臨時株主総会、B種種類株主総会及びC種種類株主総会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（2025年5月22日時点において残存していた新株予約権の数：2,000個、目的株式数：Unipos普通株式8,000株）、並びに、2022年4月20日開催のUniposの定時取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（2025年5月22日時点において残存していた新株予約権の数：917個、目的株式数：Unipos普通株式91,700株。以下、第3回新株予約権及び第7回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）については、それぞれUniposの業務委託先及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行されたものであり、本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）において本株式交換に係る議案が承認された場合には、本新株予約権の行使条件を充足しなくなるとともに、本新株予約権の取得条項として定められた無償取得事由（Uniposが完全子会社となる株式交換について、法令上必要となる株主総会の承認決議が行われたとき）に該当することから、当該決議の日から本株式交換の効力発生日の前日までに、当該取得条項に基づき、Uniposが無償で取得し、消却する予定でした。

もともと、本新株予約権の行使条件については、「会社が特に行使を認めた場合」には、無償取得事由が発生したとしても本新株予約権の行使を認める旨が規定されていたところ、Unipos取締役会において無償取得事由の発生後も本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされ、その結果、本日までに、第7回新株予約権（計378個）が行使されました。また、行使されなかった第3回新株予約権（計2,000個）及び第7回新株予約権（計539個）については、本株式交換の効力発生日の前日までに、全て放棄されます。したがって、効力発生日の前日である2025年7月31日までに、本新株予約権は全て消滅することとなりますので、Uniposが無償取得し、消却するものではありません。

また、Uniposは、新株予約権付社債を発行しておりません。

以上